

新制度における1号認定利用者負担額プラン

(私立幼稚園)

所得階層	国基準	利用者負担(案)
①生活保護受給世帯	0	0
②市民税非課税世帯	9,100	0
③市民税所得割非課税世帯		3,530
④市民税所得割課税額 77,100円以下	16,100	5,300
⑤市民税所得割課税額 211,200円以下	20,500	15,400
⑥市民税所得割課税額 211,200円以上	25,700	19,300

市内8私立幼稚園の
入園料・保育料の
平均額から算定
(国基準の75%)

幼児教育無償化の
一部を先行実施
(公立幼稚園の利用者負担と同額)

※第2子は1/2免除、第3子以降は全額免除(第2子等の考え方については小学校3年生以下の児童を対象とします)

※③④階層において、国の減免規定に基づき、母子世帯等を対象に別途軽減措置を実施

(公立幼稚園)

所得階層	国基準	3歳児						4・5歳児					
		現行保育料			新制度利用者負担(案)			現行保育料			新制度利用者負担(案)		
		保育料10,000円 入園料25,000円			利用料10,420円			保育料8,000円 入園料20,000円(4歳) 5,000円(5歳)			利用料8,830円		
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
①生活保護受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②市民税非課税世帯	9,100	(全額減免)	(全額減免)	(全額減免)	0	0	0	(全額減免)	(全額減免)	(全額減免)	0	0	0
③市民税所得割非課税世帯		4,000 (2/5負担)	4,000 (2/5負担)	0 (全額減免)	4,170	4,170	0	3,200 (2/5負担)	3,200 (2/5負担)	0 (全額減免)	3,530	3,530	0
④市民税所得割課税額 77,100円以下	16,100				6,260	6,260	0				5,300	5,300	0
⑤市民税所得割課税額 211,200円以下	20,500	10,000	6,000 (3/5負担)	0 (全額減免)	10,420	6,260	0	8,000	4,800 (3/5負担)	0 (全額減免)	8,830	5,300	0
⑥市民税所得割課税額 211,200円以上	25,700												

※第2子等の考え方については小学校3年生以下の児童を対象とします

※③④階層において、国の減免規定に基づき、母子世帯等を対象に別途軽減措置を実施

幼児教育無償化の
一部を先行実施